

「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表に伴う対応等について

平成29年11月1日から気象庁において、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表が行われなくなりました。今後、国において、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本市の対応について、愛知県の対応を参考に対応していくことと考えております。

記

1 愛知県の対応について

(1) 情報の収集及び伝達

適宜必要な情報の収集に努め、各市町村及び県関係機関に対して、必要な情報を伝達する。

(2) 県民への呼びかけ

県民に対して、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め及び家庭における備蓄等、日ごろから行っている備えの再確認を呼びかける。

(3) 情報共有を目的とする庁内会議の開催

必要に応じて、庁内各部局等担当課による会議を開催し、庁内における情報共有を図る。

(4) 施設の点検等

県が所管する施設のうち、防災上重要な施設や県民利用施設について、必要に応じて点検及び大規模地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。

(5) その他

原則、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表後ただちに体制は執らず、気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

2 その他

(1) Jアラートについて

「東海地震に関連する情報」については、Jアラートによる伝達も行われておりましたが、「南海トラフ地震に関連する情報」については、Jアラートにより取り扱われません。

(2) 県が定める関連計画の取扱いについて

愛知県地域防災計画をはじめとする東海地震に関する本県の既存の計画等については、国において新たな防災対応が定められ、国が「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」等を修正する際、見直すこととします。

「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象（※1）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	<ul style="list-style-type: none">○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。